

はじめに… 動画での議会報告会

平成25年から始まった議会報告会は、今回で7回目となりますが、新型コロナウイルス感染症に伴い、会場開催ではなく、**2月6日正午より動画配信サービスYouTubeでお伝え**する動画開催となりました。

担当する議会広聴委員会は、この議会だよりの紙面を用いて、報告資料を提供するとともに、**アンケートも、紙とネットフォームで実施**します。議会報告会の意見交換は、わたしたちにとっても大変重要な機会です。今回はぜひアンケートでご意見ご感想をお寄せ下さい。

令和2年度議会報告会資料目次

はじめに…動画での議会報告会	17ページ
議会の動き	17ページ
総務経済常任委員会報告	19ページ
文教民生常任委員会報告	21ページ
広聴委員会から	22ページ
アンケート(取り外し可)	11ページ

横書き構成ですが、ページ数は議会だよりのものです

この議会報告会では昨年(令和2年1月~12月)の議会の活動をお知らせします。動画は3部構成で、各ページに対応する動画のQRコードとURLを付しましたのでご活用下さい。

議会の動き

議会運営委員会

委員長 岸 光 男	委員 井上 泰 弘
副委員長 石渡 正 次	委員 森 文 嘉
委員 峯尾 進	委員 成川 保 美

新型コロナウイルス感染症と議会

2月末の一斉休校、4、5月には緊急事態宣言が発令されるなど、令和2年はコロナ禍に見舞われた

令和2年度



新型コロナウイルス感染症対策をとった議場

1年でした。議会も3月定例会より、感染症対策を取り始めました。

- ・ **議会の感染症対策**…出席者マスク着用、議席や傍聴席の間隔をとる、執行側説明員(担当課長)の入れ替え制、換気徹底

さらに、緊急事態宣言を受け、

- ・ **町への全面協力**…新型コロナウイルス感染症中井町対策本部に全面協力するため、対策本部と議会の情報共有を一元化
- ・ **町民の皆様との情報共有**…最新情報を町民の皆様にご伝えるよう、緊急事態宣言中、連日、全議員に情報共有メールの発信をもって対応し、現在もそれに準ずる体制を維持しています。

主な町の独自策

- ・ **地域経済を支えるための中小企業等に対する緊急支援**…事業者等緊急支援給付金など
- ・ **町民生活の維持や感染症予防に向けた緊急支援**…小中学生への地域通貨給付、4月28日~12月31日に出生したお子さんへの応援給付金、水道料金の減免実施(4か月)、大学生等緊急支援給付金など
- ・ **新しい生活様式に向けた取り組み**…公共施設等の感染症対策、中小企業等へのキャッシュレス決済導入支援など

議会報告会

町のコロナ施策と臨時会

町では「特別定額給付金」、「子育て世帯への臨時特別給付金」等の国の経済対策のほかに国や県からの財源措置を元に、**町独自の**新型コロナウイルス感染症に対する緊急支援策を実施しました。

補正予算の審議のため、5、8、10、11月に臨時会が開かれました。年4回の臨時会も異例ですが、ひとり10万円の特別定額給付金も加えれば、補正予算の総額は、11億円強となり、一般会計予算は当初予算40億5900万円から令和2年12月現在54億300万円となりました。

コロナ対策への議員提案・意見書提出

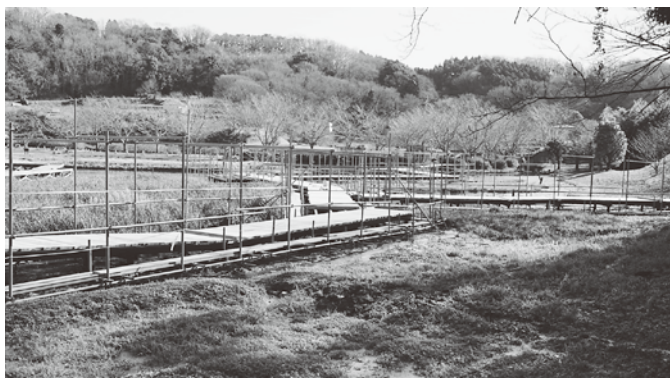
緊急事態宣言直後の6月定例会においては、町の新型コロナウイルス感染症対策について多様な一般質問が提出、議論されました。

感染症対策の町独自策に対して、町長に議員提案を実施し、37件中、19件が取り上げられました(議員独自、町と重なった提案を含む)。

第2波、第3波に備えた感染症対策の充実化を求めた国県への意見書、地方財政の急速な悪化への財源確保を求める国への意見書を提出しました。

令和2年の主な審議

新型コロナウイルス感染症対策以外にも、令和2年度予算案では、いくつかの大型事業が審議され、実施されています。



木道改修が進む厳島湿生公園

・**厳島湿生公園木道改修工事業**…平成14年の開園以来、老朽化が問題となっていた木道を、3カ年かけ、現在のコースのまま約2倍に拡幅し改修(写真参照)。

・**教育ICT整備事業**…国のGIGAスクール構想実現のため、学校内に高速大容量通信ネットワークを整備。また新型コロナウイルス感染症によりオンライン教育が前倒しされ、年度内に小中学生に1人一台の端末を整備する補正予算が組まれました(10月臨時会)。

・**防災無線戸別受信機整備事業**…防災行政無線のデジタル化に伴う戸別受信機の無償貸与

そのほか、**中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例**が新規条例として可決されました。

これは公職選挙法の改正により、町議会議員及び町長の選挙運動における選挙運動用自動車の借上げ、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担により行うことができるようになることから、その制度化をしたものです(12月議会で議決)。詳細は議会だより194号12ページをご覧ください。

昨年度の議会報告会から

昨年度の意見交換では、井ノ口**諏訪地区の開発**や、中村**久所地内のバイオガス発電所計画**についての意見が寄せられ、議会が行った事実確認をもってお応えしました。

諏訪地区は総務経済常任委員会が継続して調査研究を行いました。不安視される声が多数寄せられたバイオガス発電所計画に対しては、議会報告会后、議会広聴委員会より問題提起を受け、議会運営委員会・全員協議会でも協議を行いました。

当該計画は住居地に近く課題が多いため、問題があるとの結論に達し、令和2年4月13日に町長に申し入れを行いました。11月初旬、**事業者より計画中止の表明**があり、11月27日の全員協議会で町より説明を受けました。



この頁の動画
<https://youtu.be/EsyrrvQhu48>

常任委員会からの報告

議会ではより専門的な審査が行えるよう、町の仕事をおよそ2つに分け、**2つの常任委員会が担当**しています。

議案や請願、陳情の審査を付託される他にも、それぞれの所管事項を調査研究しています。議会中に付議された案件は閉会中に審査することも可能です。議員は少なくとも1つの常任委員会に所属しなければなりません。

総務経済常任委員会報告

総務経済常任委員会

委員長 峯尾 進	委員 戸村 裕司
副委員長 尾尻 孝和	委員 岸 光男
委員 古宮 祐二	委員 成川 保美

企画課、総務課、環境上下水道課、産業振興課、まち整備課、会計課などが所管の総務経済常任委員会では「**今後の水道事業について**」と「**インター周辺の開発について**」を調査してきました。



自治会の皆さんによる鯉のぼりが舞う砂口配水池



報告動画?

この頁の動画
<https://youtu.be/viR1DCSjwE4>

今後の水道事業について

町の水道は100%地下水を使用し、安く、おいしい水を供給し、**ある調査で水道健全度は全国第2位**ですが、水道事業創設から48年が経過して、今後は老朽化に伴う施設や管路の更新に多額な投資が必要になってき

令和2年度

ます。これらの問題が、水道料金の値上げなど料金体系に影響することが懸念されます。また全国的に民営化や広域化の議論が起こっている最中であり、本町での今後の方向性と料金体系などについて、調査研究を行いました。

町水道運営協議会の協議内容などを注視しながら、他市町の料金体系との比較や、今後の運営方針・事業の投資計画等を精査しました。

また、委員会協議会で環境上下水道課から説明を受け、持続可能な水道事業に向け、町では民営化や広域化は行わないことを確認し、持続可能な水道事業に取り組むために、以下の3点を町に求め、委員会報告としました。

今後の水道事業についての町への要望

1. 健全な財政による施設の延命化及び耐震化に向けた経営基盤の充実
2. 安心・安全の給水維持と環境に適合した人員体制の確保
3. 事業の公設公営の継続確保と住民負担に配慮した料金体系の維持

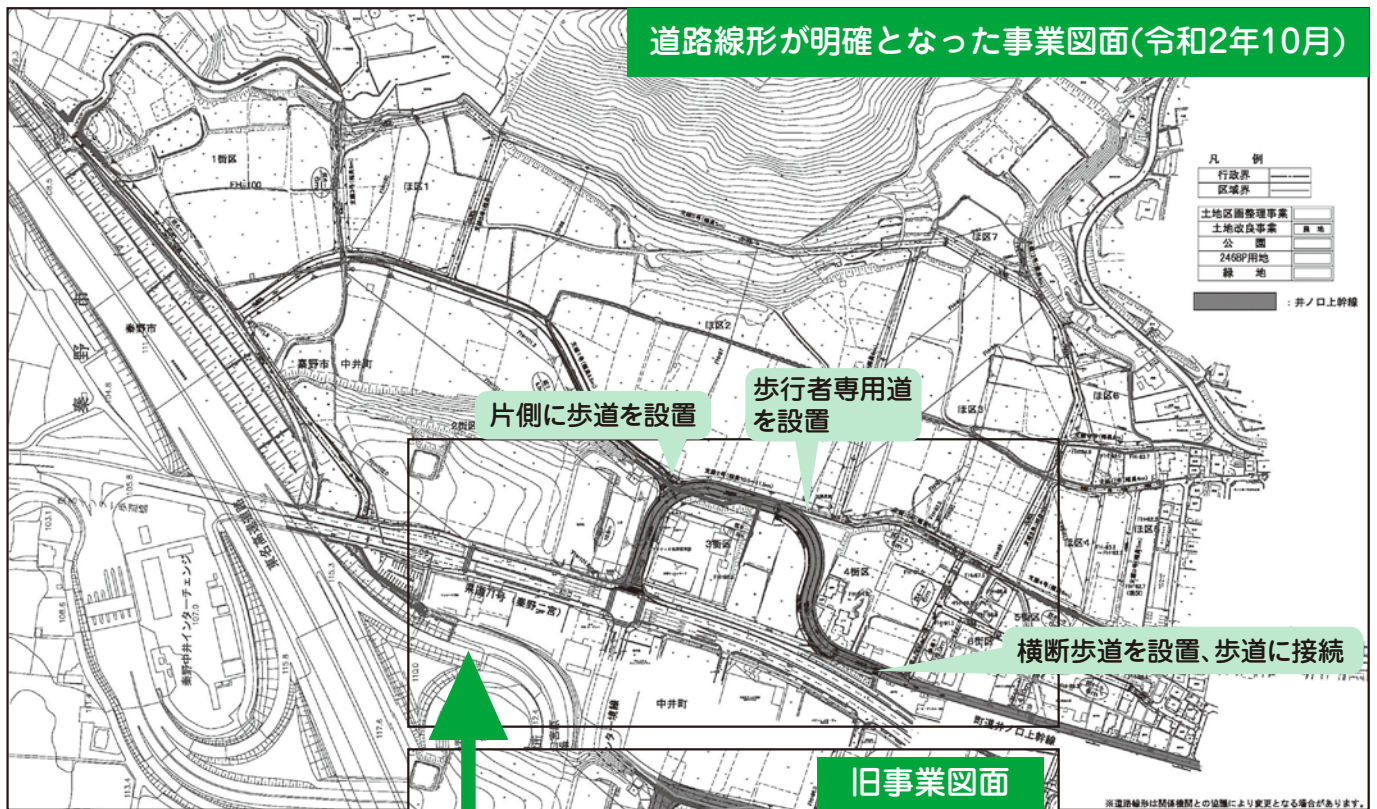
インター周辺の開発について

インター周辺の開発については、新たな産業拠点の形成を目的とした土地区画整理事業、隣接東側においては農振農用地の活用に向けた土地改良事業の2事業からなり、それぞれ地権者からなる**土地区画整理組合、土地改良区による施行で計画**されています。令和元年中に双方とも準備組合が設立され、業務代行予定者も選定されました。

当地区は立地条件が良く、将来性もある一方、谷戸の形状を呈している箇所もあることから、大規模な盛土造成等が必要となり、秦野市の一部も含むことから、より高度な調整が求められています。

事業計画等が示される中で、周辺住民からは、工事に関して、不安や要望も寄せられており、

議会報告会



道路線形が明確となった事業図面(令和2年10月)

片側に歩道を設置

歩行者専用道
を設置

横断歩道を設置、歩道に接続

旧事業図面

現況

委員会では聴取した住民からの要望を元に、現地調査や対応状況を精査してきました。

令和元年中は、防災調整池の拡充や新たな雨水管の敷設による雨水処理能力の向上、道路配置の見直しによる造成高の変更により既存市街地への圧迫感等の緩和を図る計画が示されました。

事業計画の熟度が高まる一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、スケジュールの見直しを行い、組合設立は令和4年と1年延期することになりましたが、**先ごろ道路線形に関する県警との計画協議が決了し、概ね道路線形が明確**になってきました。車両のみならず歩行者にも優しい形状となったと理解し、町及び関係団体等に以下の3点を要望し、調査研究を終結しました。

移設される旧県道は県警との計画協議により、クランク状から緩やかなカーブになり、片側に歩道が設置。

坂本地区からは歩行者専用道路で歩道に抜けられ、猪分バス停からは横断歩道で県道歩道へアクセス可能。

町及び関係団体等への要望

1. 町は組合施工の趣旨に則り、引き続き事業主体に対し、必要な助言、指導を行うこと
2. 事業計画が地元住民の安心安全に可能な限り配慮したものとなるよう、町は、組合及び関係機関等と調整を行うこと
3. 地域住民の理解と同意を重視し、詳細設計が整った段階で早期に地域住民への説明を行うこと

文教民生常任委員会報告

文教民生常任委員会

委員長 森 丈嘉	委員 井上 泰弘
副委員長 石渡 正次	委員 加藤 久美
委員 多田 勲	委員 原 憲三

地域防災課、税務町民課、福祉課、健康課及び教育委員会を担当する文教民生常任委員会では「認知症対策」と「防災対策事業について」を調査してきました。それとともに第3回定例会において、少人数学級編成実現と義務教育費国庫負担2分の1復元を求める陳情が付託され、それらに関する決議等を行いました。

認知症対策

2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。認知症介護の場合、認知症以外の在宅介護と比べ、2倍以上の費用が掛かる、また**本町では、要介護認定者の約8割の人が何らかの形で認知症の症状を抱えている**ことから、認知症対策の重要性が高まっています。委員会では町の取り組み状況を確認するとともに、**認知症への理解を深めながら調査研究**を行いました。

主な調査内容より

【認知症の発症リスク】

- ①教育不足 ②高血圧 ③聴覚障害 ④喫煙
- ⑤肥満 ⑥うつ病 ⑦運動不足 ⑧糖尿病
- ⑨社会的孤立 ⑩過度のアルコール摂取
- ⑪外傷性脳損傷 ⑫大気汚染

【認知症予防の一例】

- ①生涯学習の推進
- ②食事法や睡眠のとり方
- ③「人に会う」「運動する」「新しいことに挑戦」
- ④認知機能検診による早期発見と早期治療で認知症予防…神戸モデルを調査研究



認知症への理解を深めるため、議員全員が町社協による認知症サポーター養成講座を受講し、オレンジバンドを取得しました

令和2年度

以上から下記の内容を求め、審査結果として報告するとともに、町への要望決議として可決されました(詳細は議会だより193号)。

認知症対策に関する要望決議

1. 認知症に対する正しい知識と理解のための普及啓発の拡充
2. 社会的孤立や運動不足、抑うつ防止のための講座などの実施
3. 生涯学習事業の拡充と団体への育成や支援
4. 65歳以上での認知機能検診(第一段階)と、疑いのある方の精密検査(第二段階)の実施
5. 上記、特別措置の実施に係る費用はすべて行政負担とすること
6. コロナ禍にあっても、不断の対応の重要性を認識され適切な措置を講じられること

12月21日の全員協議会で、町より認知機能検診の公費扱いは今後の課題としながらも、認知症対策の継続的な取り組みへの回答がありました。

防災対策事業について

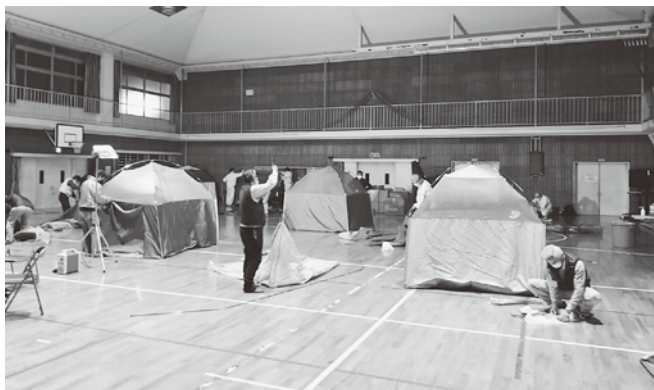
近年、頻発するようになった大地震では、発災後避難所等での災害関連死者数も課題になっています。平成28年の熊本地震では災害関連死者数が8割を占めており、本委員会の調査では、防災対策事業の中でも「避難所運営のあり方」に特化して、「過ごしやすい避難所とは」について調査研究を行いました。

議論を通して、**避難所運営に関する平時の準備会として防災連絡会の設置、指定避難所のあり方や福祉避難所の確保、スフィア基準※にうたわれる避難所の質の向上**、さらには今年に入り、避難所の新型コロナウイルス感染症対策が課題となりました。

※スフィア基準…被災者に対する人道憲章を保障し、人道対応の最低基準。難民支援から生まれたが、紛争のみならず災害被災者にも共通している。トイレの数や男女別の比率、水の確保や居住空間のあり方等のガイドラインが示されている。

議会報告会

調査結果を提言書にまとめ、12月の議会で審査結果として報告するとともに、町への要望決議として可決されました（詳細は本議会だより5ページに「過ごしやすい避難所のための決議」として掲載）。



コロナ対策を施した町の避難所訓練（地域防災課提供）

少人数学級編制の実現等の意見書

未来を担う子どもたちが、心身とも健全に成長し、確かな学力と生きる力を身につけるには、個人の状況に応じたきめ細やかな教育の実現が求められています。そのため、国は段階的に「35人以下学級」の実現に向けた教職員定数改善計画を示

主な調査内容より①

【少人数学級編制の現状】

- ・小学1、2年生は35人学級、小学3年生から中学3年生までは40人学級
- ・都道府県や市町村レベルで、国の定数を下回る学級編成基準を独自に適用可能
- ・本町では小学校最大36人（平均27.1人、全23.6人）、中学校平均37.7人（全国27.6人）と全国平均を上回っている
- ・小学生学力テスト全国1位の秋田県は、30人程度学級を実現、相関関係もある

主な調査内容より②

【義務教育費国庫負担制度の経緯】

平成17年、三位一体の改革により、義務教育費国庫負担制度の存廃が中教審で議論され、最終的に国庫負担率の引き下げ（1/2→1/3）で決着

しましたが、未だに実現には至っていません。

以上から、審査結果は、

1. 質の高い教育を実現するため、35・30人学級の実現を柱とする教職員定数改善計画「平成23年度～30年度までの8か年計画」が策定されたが、未だ実現には至っていない
2. GIGAスクール構想実現（16頁参照）に向けた「指導体制」充実のため少人数学級は必須
3. 新型コロナウイルス感染防止のための抜本的な改善策として少人数学級の実現に期待

国庫負担制度割合の復元については、「豊かでゆきとどいた教育の実現に向け、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは大切である」とし、「少人数学級編成の実現を始めとする教職員定数改善と義務教育費国庫負担2分の1の復元を求める意見書」として令和2年9月11日、国に提出（詳細は議会だより193号）、**小学校での段階的導入への一助となりました。**

議会広聴委員会から

動画配信サービスを活用しての議会報告会はいかがでしたでしょうか？**ぜひアンケートで、ご意見ご感想をお寄せ下さい。**

今後の参考にするとともに、回答が必要なものは改めて議会だよりやホームページで回答します。右のQRコードからネットによる回答も可能です。よろしくお願いします。

なお、ネット環境等で動画をご覧いただけない場合、DVDを貸し出しますので、議会事務局までご連絡ください。

（☎0465-81-3905）



この頁の動画
<https://youtu.be/JkXbzolRrxo>

アンケート



議会広聴委員会

委員長	森 丈嘉	委員	岸 光男
副委員長	加藤 久美	委員	原 憲三
委員	井上 泰弘	委員	成川 保美

① 町の選挙における公営拡大と供託金導入

区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ	
町長選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円
町議会議員選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	なし ↓ 15万円

② 選挙運動における公費負担の概要

1. 選挙運動用自動車の使用における公費負担

選挙運動期間（告示日から投票日の前日まで）における選挙運動用自動車の使用について、各日につき以下のどちらかの公費負担を受けることができます。

- (1) 自動車運送契約を結ぶ場合 1日につき、上限6万4,500円
- (2) 自動車を借上げる場合 1日につき、次の各費用の合計
 - ① 自動車借上料 上限1万5,800円
 - ② 燃料代 上限 7,560円
 - ③ 運転手報酬 上限1万2,500円

2. 選挙運動用ビラの作成における公費負担

選挙運動用ビラの作成において、以下の単価及び各選挙種別のビラ作成可能枚数を上限として、次の計算式により公費負担を受けることができます。

計算式 町議会議員選挙 7.51円×1,600枚=1万2,016円
町長選挙 7.51円×5,000枚=3万7,550円

3. 選挙運動用ポスターの作成における公費負担

選挙運動用ポスターの作成において、次の計算式によって算出される金額を上限単価、中井町のポスター掲示場の数を作成上限枚数として、公費負担を受けることができます。

計算式
$$\frac{(525.6円 \times \text{ポスター掲示場数}) + 31万500円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価}$$

なお、いずれの公費負担についても、事前に選挙管理委員会に申請書及び契約書等の提出を要し、選挙管理委員会に認定されたものに関し、業者が町へ直接請求を行い、その費用が支払われることとなります。

③ 法定得票数と供託物没収点等

選挙の種類	法定得票数	供託金	供託物没収点
町村議会議員	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上	15万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
町村長	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{4}$ 以上	50万円	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$

ぎがイトピックス

町の選挙が変わります

— 町村選挙の公営化 —

立候補の環境を整え、出やすいように——今回、中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が可決されました。これは、町村の選挙の公営化によって立候補の環境を整えるもので、公職選挙法の一部を改正する法律に伴い、新たに制定され、次回の選挙から導入されるものです。

町村議会は、市議会に比べ、候補者が少なく、本町でも、定数をわずかに上回る選挙が続いています。総務省の「地方議会・議員のあり方に関する研究会」においても、議員のなり手不足への対応策の一つとして、町村議会議員選挙における公営の拡充が議論されました。

今回の公職選挙法の法改正は、これに加え、全国町村会や全国町村議会議長会からの要望を受け、議員立法で提出、国会で承認され、

12月12日施行されました。

これによって、町長及び町議会議員選挙において、これまで公費で賄われていた選挙ハガキに加え、

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用のビラの作成
- ③ 選挙運動用ポスターの作成

の3点について、地方自治体がその費用の上限を定めながら、公営の対象とすることができるようになりました。

併せて、公営対象拡大に伴う措置として、町議会議員選挙にも立

候補者による供託金制度が導入されます。

選挙で当選するためには一定数以上の得票数が必要となり、公職選挙法ではこれを法定得票数といい、選挙の種類によって定められています。供託金制度では、これに加え、供託金没収点も定められ、一定数以上の得票数を得られなかった候補者は供託金が没収されることとなります。

決議

過ごしやすい避難所のための決議

2016年4月より、内閣府の「避難所運営ガイドライン」にスフィアプロジェクトについて書かれるようになった。熊本地震発生後、スフィア基準が広く認知されるようになったからだ。スフィア基準とは「人道憲章と人道対応に関する最低基準」であり①「災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、従って援助を受ける権利がある」②「災害や紛争から生じる苦痛を和らげるために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という2つの信念のもと「避難所の質の向上」を考えるとき参考にするべき国際基準として位置づけられている。

我が国における「雑魚寝や炊き出し」は、1923年に発生した関東大震災以来、今に続く避難所生活の考え方ですが「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「避難所の質の向上」の観点からは程遠いものとなっている。

本町での避難を要する災害として、河川の氾濫、がけ崩れや地震による住宅の全半壊、またはライフラインの停止等が考えられることから、あらかじめ長期の避難期間を想定の上、「過ごしやすい避難所」と「仮設住宅の早期建設」に向けた確実な計画と対策を講ずるべきである。

避難所における災害関連死者を決して出さないという決意をもって、下記の事項をはじめとする別紙提言書についての的確に対処されるよう強く求める。

記

1. 避難所運営委員会の準備会として防災連絡会の設置
2. 指定避難所となる学校体育館等の冷暖房設備の整備
3. 福祉避難所の確保・要配慮者用個室の確保
4. 地元企業に対し、避難や備蓄スペースとして提供いただける部屋・スペースを依頼
5. 災害用トイレの確保と必要な水の確保、マンホールトイレの整備
6. 避難所で調理提供と配膳を前提にキッチンコンテナ、キッチンカーの確保、提携
7. 被災後、調理に活用するため給食センターの防災対策工事の実施、飲料水の十分な確保
8. 簡易ベッドの備蓄と段ボールベッドの確保、提携
9. 避難所での適切な居住空間の確保とプライバシーの確保
10. 避難者の健康管理体制、入浴対策、衣類の確保、衛生的な環境の維持
11. 新型コロナウイルス感染症対策として、個人防護服の備蓄、感染者用個室の確保、検査体制の確保、提携
12. 防犯や性犯罪防止等、安全安心の確保
13. 長期避難者のための仮設住宅早期建設計画の作成

以上、決議する。

令和2年12月4日

中井町長 杉山 祐一 殿

中井町議会

委員会報告
総務経済常任委員会

令和元年第2回定例会から調査研究を継続してきた「インター周辺の開発について」調査研究を終結し、町及び関係団体等に要望し、委員会報告を行いました。事業計画が住民の安心安全に可能な限り配慮し、詳細設計が整った段階で早期に住民への説明を行うなど要望しました。今後も注視していく必要があると考えています。

(18～19ページ参照)

委員会報告・決議
文教民生常任委員会

令和元年第2回定例会から「防災対策事業について」調査研究を継続してきた。避難所での生活環境に焦点を当て「過ごしやすい避難所」について調査研究を進めてきました。被災者の尊厳ある権利を保障するため最低基準である「スフィア基準」に基づき、避難所の確保からトイレ、キッチン、ベッドや飲料水の確保、女性や子どもへの配慮など「避難所の質の向上」を図るため、避難所における災害関連死者を決して出さない決意をもって、提言書を添えた決議を町長に提出しました。

(上記参照)